©大島一悟＆大阪企業法務研究会 2018

第 362 回月例会・報告概要
開催日：2018 年 7 月 21 日（土曜日）　10：00～
報告者：大島　一悟（山梨大学）
テーマ：保証債務の相続をめぐる問題点――相続性への批判的検討――
報告者コメント：保証債務の相続性について、判例は、かなり古いものには否定した事案がありますが、一貫して肯定しています。しかし、相続人にとっては、会ったこともない債権者の負担する債務を、被相続人が保証したことを根拠に、責任を負うことになってしまうことが、妥当とはいえない場合もあると思います。本報告では、特に連帯保証債務の相続性を肯定することが妥当かどうか、批判的に検討してみたいと思います。

報告概要：
一　はじめに
・被相続人の死亡時にすでに発生した債務の承継の是非が問題（これまでの通説的理解は相続対象となる）

二　保証債務の相続をめぐる判例と法改正
１．保証債務の相続をめぐる主な判例
（１）身元保証に関する判例
・相続性は否定。ただし、身元保証人
（２）信用保証に関する判例
・被相続人の死亡前に生じた債務に関する保証は相続（大判昭和６・10・21 法学１巻上 379 頁、最判昭和 37・11・9 民集 16 巻 11 号 2270 頁など）
・保証契約の地位について、賃貸借の保証について肯定するものあり（大判昭和 9・1・30 民集 13 巻 103 頁）

２．保証に関する規定の改正
（１）平成 16 年民法改正
（２）平成 29 年民法改正

三　保証債務の相続に関する学説
１．肯定説
（１）他の金銭債務と同様の性質であることを根拠とする考え方
（２）具体的債務となった保証債務は相続されるとする考え方
（３）小括
・相続が肯定される根拠は弱い
２．否定説
（１）保証債務一般の相続性を否定する考え方
・中川一郎：①法政策的、②無償契約性から否定
・中川善之助：保証人の債務者に対する信頼は一身専属性、あるいは軽率性
・遠藤浩：保証の友誼契約性、保証人たる被相続人の意思
・二宮周平：責任内容の不確実性から相続法上相続放棄等の対応ができず、相続され

©大島一悟＆大阪企業法務研究会 2018

るとするのは不合理

（２）継続的保証については相続性を否定する考え方

・西村信雄：保証の歴史的な位置づけ（現行法で否定しているかは明らかではない）

（３）小括

・保証債務の一身専属性、責任を保証人まで及ぼす必要性は低い。

四　相続性を肯定する場合の問題点と肯否の検討

１．相続性を肯定する場合の問題点

・相続性を前提とした現在の実務

・最決昭和 59・4・27 民集 38 巻 6 号 698 頁による熟慮期間起算点の調整
→要件が厳しい

・債務の具体性があるのか

２．保証債務の相続性の肯否

（１）社会的要請

・保証人保護

・物的担保や連帯債権の利用による改正

（２）学説の根拠に関する検討

・主債務者と保証人との法的地位の違い

・無償性は根拠として脆弱

・一身専属性

・責任額の不確実性

（３）保証債務の相続性の肯否

五　おわりに

以　　上